

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第125号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中「9,500円」を「12,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)